

賃 貸 借 契 約 書

1 対 象 物 件 羽津小学校ほか19校小荷物昇降機賃貸借

2 設 置 場 所 四日市市大宮町ほか19町 地内

3 契 約 期 間 契約の日 から 令和9年9月30日まで

① 実施設計及び設置工事期間

契約の日 から 令和7年9月30日まで

② 賃貸借期間 令和7年 4月1日 から 令和9年3月31日まで

③ 賃貸借期間 令和7年10月1日 から 令和9年9月30日まで

4 賃 貸 借 料 ￥

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥

(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、賃貸借料に
10/110を乗じて得た額である。

(〔 〕の部分は、賃貸人が課税業者である場合に使用する。)

5 契 約 保 証 金 免 除

上記の賃貸借契約について、賃借人と賃貸人は次の条項により、賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

賃借人 四日市市諏訪町1番5号
四日市市
四日市市長 森 智広

賃貸人

印

(総則)

第1条 賃借人（以下「甲」という。）及び賃貸人（以下「乙」という。）は、この契約書及び仕様書に従い、契約を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載の対象物件（以下「物件」という。）を甲に賃貸し、甲はこれに対し賃貸料を支払うものとする。

(賃貸借物件)

第2条 乙は、甲に対し次に掲げる物件（以下「仮設物件」という。）を仕様書に基づき仮設して賃貸し、甲は、これを賃貸する。

(1) 仮設場所 四日市市大宮町ほか19町 地内

(2) 仮設物件 別紙仕様書のとおり

(仮設時期)

第3条 乙は、頭書の賃貸借期間に甲が仮設物件を使用することを可能にする状態で、仮設しなければならない。

(賃貸借料の支払い)

第4条 乙は、仕様書に定めるところにより、賃貸借料の支払いを請求することができる。

2 甲は、乙から前項の規定による請求があったときは、四日市市会計規則に定めるところにより支払う。

(譲渡、転与等の禁止)

第5条 甲は、仮設物件の使用にあたって、使用期間中、善良な管理者の注意をもって使用し、管理するものとする。

2 甲及び乙は仮設物件を他に譲渡、転貸及び担保の目的に供してはならない。

(物件の保険)

第6条 乙は、物件に対し、リース期間中継続して動産総合保険をつけるものとする。

2 物件に保険事故が発生したときは、甲は速やかにその旨を乙に通知し、保険金受領に必要な書類を乙へ交付するものとする。

3 前項の規定に基づき保険金が乙に支払われた場合は、次の各号に規定する場合に応じ乙の選択により保険金を使用するものとする。

(1) 甲が要した物件の修理費用及び同等な性能の同種の物件との取替え費用

(2) その他甲の乙に対する支払

(3) 保険事故の発生によって第三者に与えた損害

4 甲が乙に賠償しなければならない次条に規定する所定の金額について、乙に支払われた保険金額を限度においてその義務が免除されるものとする。

(物件の毀損)

第7条 前条第1項における動産総合保険の補償対象外の事故による物件の滅失又は毀損のすべての危険は、甲が負担するものとする。

2 物件が毀損したときは、乙の選択に従い、甲は、自己の費用で次のように対処するものとする。

(1) 物件を完全な状態に復元若しくは修理すること。

(2) 物件と同等な性能の同種の物件と取り替えること。

(契約内容の変更)

第8条 甲は、必要があると認めたときは、契約の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、賃貸借料又は契約期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議して定

めるものとする。

(賃貸者期間終了時の取扱い等)

第9条 賃貸借契約期間が満了し、甲が賃貸借料を完済した場合、本賃貸借物品の所有権を乙から甲に無償で帰属することとする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、乙がこの契約の条項に違反し、その違反の是正を催告したにもかかわらず、これに応じないときには、この契約を解除することができるものとする。

第10条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、頭書の契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人。

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人。

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等。

第10条の3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するものとして四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号。以下「暴力団等排除措置要綱」という。）第3条に規定する警察等関係機関からの通報又は同要綱第4条に規定する警察等関係行政機関への照会に対する回答により、契約の相手方として不適当であると認められるときは、契約を解除することができる。

(1) 乙又は乙の役員等（法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者をいう。法人格を有しない団体にあつては、代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。個人にあつては、その者及びその支配人をいう。以下同じ。）が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体（以下「暴力団」という。）の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者（暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等捜査機関から通報があった者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。以下同じ。）が乙の経営に実質的に関与していると認められるとき。

(2) 乙又は乙の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 乙又は乙の役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(4) 乙又は乙の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と暴力団等排除措置要綱別表第1に基づく密接な関係を有していると認められるとき

(5) 乙又は乙の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と暴力団等排除措置要綱別表第1に基づく社会

的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙又は乙の役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙又は乙の役員等若しくはその使用人が、業務（個人の私生活上の行為以外の乙の業務全般をいう。）に関し、暴力行為（暴行、脅迫、傷害、毀棄などの刑罰法令にふれる行為をいう。）を行ったと認められるとき。

(8) 乙が、甲の発注する工事又は委託等の契約に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは甲への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為であると認められるとき。

2 前条第1項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

（特定の違法行為に対する措置）

第11条 乙は、本契約の入札（見積り）に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の請求に基づき、違約金としてリース料金の総額の10分の2に相当する額を甲に支払わなければならない。本契約終了後においても同様とする。

(1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 本契約に関し、乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する違約金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき損害賠償を請求することを妨げるものではない。

(甲の責に帰する事由による契約の解除)

第12条 甲の責に帰する事由により契約期間の中途において契約が解除されたときは、甲は物件を乙に返還し、乙は生じた損害の賠償を甲に請求することができる。

(機密の保持)

第13条 乙は、この契約の遂行に当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に洩らし、又は他の目的に使用してはならない。

(暴力団等による不当介入を受けたときの義務)

第14条 乙は、契約の履行に際して、暴力団等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

(1) 不当介入に対し、断固拒否するとともに、速やかに所轄の警察署への通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

2 甲は、乙から前項第1号の規定による報告があった場合は、速やかに所轄の警察署と連絡・協議を行い、乙を適切に指導するものとする。

3 甲は、乙が第1項第1号に規定する報告等を怠り、著しく信頼を損なう行為があると認められるときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づき、適切な措置をとるものとする。

(協議)

第15条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行について疑義が生じたときは、甲、乙双方が誠意をもって協議し定めるものとする。

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第67条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を

複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負ったときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(苦情の処理)

第11 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(定期報告及び事故発生時における報告)

第12 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(監査及び検査)

第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証及び確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。